

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公表番号】特表2018-504445(P2018-504445A)

【公表日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-006

【出願番号】特願2017-541786(P2017-541786)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/29	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	5/18	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/55	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	38/29	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	5/18	
A 6 1 P	21/02	
A 6 1 P	25/08	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	38/55	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	9/14	
A 6 1 K	9/22	

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月28日(2019.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

副甲状腺機能低下症の治療に用いるための医薬組成物であって、治療を必要とする対象に経口投与法によって投与するためのものであり、

副甲状腺ホルモンまたはその断片と、

S N A C (8 - N - (2 - ヒドロキシベンゾイル) アミノカプリル酸ナトリウム) を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記断片がテリパラチドを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が少なくとも1つのプロテアーゼ阻害剤をさらに含む、請求項1または2に

記載の組成物。

【請求項 4】

前記少なくとも 1 つのプロテアーゼ阻害剤が、少なくとも 1 つのトリプシン阻害剤を含む、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 つのトリプシン阻害剤が、ライマメトリプシン阻害剤、アプロチニン、ダイズトリプシン阻害剤およびオボムコイドトリプシン阻害剤からなる群より選択される、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つのトリプシン阻害剤が、ダイズトリプシン阻害剤を含む、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記組成物の経口投与法による投与後の前記副甲状腺ホルモンまたはその断片の吸収について、平均 C_{max} が $25 \mu g / ml$ ~ $1000 \mu g / ml$ の範囲内となるように前記組成物は処方される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

$100 \sim 3000 \mu g$ の範囲内の量の前記副甲状腺ホルモンまたはその断片を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記量が、 $750 \sim 3000 \mu g$ の範囲内である、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、経口投与法による少なくとも 1 日 2 回の投与用である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

前記組成物が、経口投与法による 1 日 3 回または 4 回の投与用である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記組成物が、長期放出製剤および / または多峰性放出製剤として処方される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

前記組成物が、経口投与法による 1 日 1 回または 2 回の投与用である、請求項 12 に記載の使用または組成物。

【請求項 14】

$200 \sim 12000 \mu g$ の範囲内の量の前記副甲状腺ホルモンまたはその断片を含む、請求項 13 に記載の組成物。